

平成 24 年 8 月 28 日

逗子市議会
議長 眞下 政次 殿

逗子市桜山 5 - 6 - 10

安田 保行

TEL 873-8504

逗子市議会における「地方自治法違反状態」の速やかな解消を求める陳情

地方自治法第 196 条では、「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。」と定められています。

また、逗子市のホームページでも、「監査委員は人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者から選出される委員と市議会から選出される委員のそれぞれ1人ずつ計2人で構成されます。」と紹介されています。

ところが、現在の逗子市は、識見を有する委員1名が選任されているのみで、本来、市議会から選出されるべき委員が不在の状態です。市議会から選出されるべき委員が空席の状態は、半年近くも続いていることから、議会の怠慢と指弾されてもやむを得ません。

監査委員は、当該地方公共団体の執行する事務のうち政令で定めるものを除いたもの、及び当該地方公共団体が補助金等の名目で財政援助を行なっている団体の執行する事務について、その手続きが適正であるか、業務の存続が適当であるかなどといった点について、監査を行なうために設けられた制度です。

従って、「地方自治法違反状態」の速やかな解消を求め、陳情申し上げます。

以上



[ホーム](#) > [逗子市の監査](#) > [監査委員制度の概要](#)

監査委員制度の概要

監査委員制度の沿革

監査委員制度の創設

地方自治法により、監査委員及び事務局の設置ならびに監査委員の職務権限について、規定されています。

監査機能の充実

昭和23年以降、地方自治法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備等、監査機能の充実が図られました。

行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般行政事務についても、監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

監査委員の役割

監査委員は人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者から選出される委員と市議会から選出される委員のそれぞれ1人ずつ計2人で構成されます。

監査委員の任期は4年です。

監査委員は独任制の執行機関とされ、独立して職務を行っています。

監査結果の決定、意見の決定は合議によるものとされています。

逗子市監査委員

識見を有する委員 石井清之 平成22年 6月25日就任

逗子市監査委員事務局

E-mail

kansa@city.zushi.kanagawa.jp

[ページトップへ](#)

[リンク集](#) [このサイトの考え方](#) [リンクについての考え方](#) [個人情報の取扱](#)

ホームページに関するお問合せは：[秘書広報課](#)へ

そのほか、市の仕事に関するものは、各課へ直接お問合せください。
各課のメールアドレス・電話番号は[メールアドレス・電話番号一覧](#)をご覧ください。

逗子市役所：〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話番号：046-873-1111(代表)

Copyright(C) City of Zushi.All rights reserved.